

## 年末調整のご準備をお願いします！

今年も早いもので、年末調整を行う時期が近づいて参りました。

今月中には、お手元に保険料控除証明書や国民年金の控除証明書などが郵送で送られてきます。毎年のことではありますが、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」や「給与所得者の保険料控除申告書(マル保)」などの書類と合わせて、11月初旬頃までにはご準備をお願いいたします。

「年末調整」とは、給料の支払いを受ける一人一人について、毎月(日)の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)を比べて、その過不足額を精算する手続きです。所定の申告書への記載や証明書等に漏れが無いように、ご用意いただきますようお願いいたします。

### ◆ 年末調整の対象者

年末調整は、会社などの給与の支払者が、その役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(以下、所得税)の合計額と、その人が、1年間(1月～12月)に納めるべき所得税との差額を精算するものです。

12月に行う年末調整の対象者は以下のとおりですが、2024年分の合計所得金額が1,805万円超(給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円超「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」を受ける場合には2,015万円超)の方や2ヶ所から給与をもらっている方、非居住者の方などは対象となりませんので、別途確定申告が必要になります。

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人
  - ① 死亡により退職した人
  - ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
  - ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
  - ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が、103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。)
- (4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人(非居住者とは、国内に住所も1年以上の住所も有しない人をいいます。)

### CONTENTS

#### 年末調整のご準備を

お願いします！……………P.1  
 年末調整の必要書類……………P.2  
 年末調整関係書類の変更点…P.2  
 インボイス制度導入から1年  
 中小の8割で事務負担増……P.3  
 起業手続き、72時間で完了！  
 まず7都府県でスタート……P.4  
 社員の副業促進のため、  
 労働時間管理ルール緩和……P.4  
 在職老齢年金の  
 支給停止額について……………P.5  
 10月度の税務スケジュール…P.5  
 今月の名言録……………P.6  
 無料相談会実施中……………P.6

最新情報は  
ASAKのX(旧ツイッター)も  
 ご利用ください！

随時更新しますので  
 フォローして下さい！



### 年末調整に関するお知らせ

- 弊所に対して、年末調整業務の委託をして頂いているお客様には、別途、各担当者からご案内させていただきます。

資料のご準備の目途……11月初旬から中旬頃までにはお願いします。

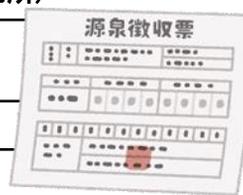
必要書類については、2ページに掲載していますが、遠慮なく弊所までお問い合わせください。

# 年末調整の必要書類



1	令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (マル扶)
2	令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書 (マル保) <下記の証明書類は、申告書とともに原本のご提出をお願いいたします。> ・生命保険、地震保険、小規模企業共済等掛金の保険料控除証明書 ・国民年金の控除証明書又は、納付済み領収書 ・今年度に支払った国民健康保険の金額の分かるもの
3	令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (マル基配所)

10月末頃までに  
郵送されてきます



§. 下記について、対象となる方はご準備をお願いいたします。

4	今年度に入社した人は、前の会社の源泉徴収票
5	マイナンバーカード及び本人確認書類のコピー ・過年度の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に入社された方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に結婚や出産などにより扶養親族が増えた方(扶養親族の分)
6	住宅借入金控除のある方(2年目以降) ・最初の年に税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書 ・銀行から届く年末借入金残高証明書 ※ 令和6年中に住宅等を購入され、住宅借入金控除を初めて受ける方は、確定申告が必要となります。

## 年末調整関係書類の変更点

年末調整関係書類については、定額減税をはじめとした改正により、変更されています。

### ◆「マル基配所」に記載欄が追加

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整 控除申告書が兼用となっている書類(マル基配所)に、“年末調整に係る定額減税のための申告書”が加わり、《令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書》とされました。次の申告書それぞれに、年末調整で適用する定額減税の記載欄が追加されています。

#### ○基礎控除申告書 (一部抜粋)

○ 控除額の計算 ↓				
判 定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	区分Ⅰ (左のA~Dを記載)	
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)			
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	定額減税対象	基礎控除の額 円	
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下 (D)			
	<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下			48万円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下			32万円
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	本人定額減税対象 <input type="checkbox"/>		

※ 「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

#### ○配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (一部抜粋)

Ⅱ 所得金額の見積額((1)と(2)の合計額) (*印の金額)					配偶者控除の額 円
110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円以下	配偶者特別控除の額 円
21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	配偶者定額減税対象 者 特別控除 <input type="checkbox"/>
14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

※ 「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。  
 \*印が、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。  
 ※ (A)~(D)であり、かつ、①・②である場合はチェック(非居住者は除く)

(※)上記申告書及び「扶養控除等(異動)申告書」に同一生計配偶者や扶養親族(いずれも居住者に限る)を記載していれば、年末調整で定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。

### ◆「マル保」の記載欄削除

給与所得者の保険料控除申告書(マル保)では、これまで設けられていた【あなたとの続柄】欄が、すべて削除されています。

## ◆ 令和7年分「マル扶」のレイアウト変更

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)の右上に空白が設けられました。簡易な給与所得者の扶養控除等申告書(以下、簡易な申告書)として利用できるよう、レイアウト変更されたことによるものです。

令和7年分から、マル扶に記載すべき事項が前年に提出した内容から異動がない場合には、すべてを記載したマル扶ではなく、最低限の記載をした申告書(簡易な申告書)とすることができます。

たとえば記載されている住所又は居所の移転、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の変動、寡婦や障害者などの該当又は非該当などだけでなく、氏名の変更、年齢の変動による控除区分の変動なども「異動した」とこととなります。

なお、扶養親族の年齢の変動により「前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動があった」とされ、簡易な申告書の提出ができない場合とは、次のような場合をいいます。

- ・「控除対象扶養親族」に該当する人の年齢が、70歳に達し、「老人扶養親族」に該当することとなる場合
- ・「控除対象扶養親族」に該当する人の年齢が、19歳に達し、「特定扶養親族」に該当することとなる場合
- ・「特定扶養親族」に該当する人の年齢が、23歳に達し、「特定扶養親族」に該当しない「控除対象扶養親族」に該当することとなる場合
- ・「年少扶養親族」に該当する人の年齢が、16歳に達し、「控除対象扶養親族」に該当することとなる場合 など

他方、前年分のマル扶に記載されている源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の所得の見積額については、その年分の見積額に変動が生じても、対象となる所得金額以下であれば異動がないものとすることができます。

## ○ 簡易な申告書として提出する場合のマル扶の記載例

## インボイス制度導入から1年 中小の8割で事務負担増

売り手が請求書などに消費税の税率毎に区分した税額や事業者登録番号を記載するインボイス(適格請求書)制度が始まって1年が経過しました。事業者の登録は一巡した一方で、導入した中小企業を対象とした調査では、約8割超が事務負担の増加を訴えています。今後は、経理のデジタル化を通じた生産性の向上が、より重要になりそうです。

このインボイス制度は、2023年10月にスタートしました。2019年10月に消費税率を上げた際、食品などに適用する軽減税率の8%と通常の10%の2種類に税率が分かれたことにより、どの税率の取引かを正確に把握するため導入されています。これにより、消費税の仕入れ税額控除には、仕入れ先からインボイスを発行してもらうことが原則として、必要になっています。

国税庁によると、2024年8月末までにインボイスを発行できるよう登録した事業者は、458万に達しています。直近においては、新規登録は減ってきており、事業者の対応は一段落したとみられています。

インボイスの普及が進む一方で、経理部門の事務負担が浮き彫りになってきています。日本商工会議所などが今年の5~6月に会員企業に実施した調査では、制度を導入した2千超の事業者のうち82.2%が、事務負担が増えたと回答しています。インボイスを受領した企業側は、まず必要事項が抜け落ちていないか、発行事業者と紐づけられた登録番号に誤りがないかを確認する必要があり、事務的な負荷はかなり増えていることが伺えます。

これには、業務のデジタル化が進んでいないことも要因のひとつと考えられています。請求書管理ソフトを手がけるSansanが8月に全国の経理担当者1,000人を対象に調べたところ、請求書受領サービスなどを用いて受け取ったインボイスの登録番号を自動で読み取っているのは、11.3%にとどまっており、75.0%は経理や現場部門が目視で確認しています。

日本商工会議所によると、事業規模が小さいほど請求書や帳簿の作成も、手書きの割合が高まっているのが実態です。政府はオンライン上で請求書をやりとりできるデジタルインボイスの普及をめざしているようですが、デジタル技術を活用した請求作業のペーパーレス化が欠かせないことを考えると、道のりはかなり厳しいともいえます。

また、免税事業者がインボイスに対応し、課税事業者に転換する場合には、税負担が増す可能性が高いのですが、転換した事業者の85.6%が取引先と価格交渉しておらず、54.9%は、結果として収入が減ったと答えています。適正な価格転嫁を促す支援も求められています。(日本経済新聞より抜粋)



## 起業手続き、72時間で完了！ まず7都府県でスタート



法務省はスタートアップ支援のため、会社設立に関する規制を緩和しました。7都府県(東京、福岡、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪)で小規模な会社設立を対象に、会社設立に必要な定款認証と設立登記の手続きを72時間以内に完了できるようになりました。また、2024年12月からは、定款認証の最低手数料を3万円から1万5,000円に引き下げます。

株式会社の設立には、会社の目的や組織、運営に関するルールを定めた定款を、正当な手続きに沿って作成したとの認証を受ける必要があります。この認証手続きは、法務大臣が任命する公証人が、公証役場で審査して認証します。この認証がされた後に、法務局で会社設立の登記をするのですが、この定款認証から法人登記には、これまで2週間ほどかかっていた。

これに対して、法務省は、定款認証を48時間以内にする運用を2024年1月から、東京都と福岡県で始めていました。さらに、先月20日からは、公証役場と法務局の連携を強化し、設立登記を24時間以内に完了させ、対象地域も埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府に拡大し、計72時間で完了できる体制としています。

新制度では、公証人が定款を認証した後、商号や本店所在地といった情報を法務局にメールなどで提供します。法務局は、提供された情報と同じ内容の登記申請がくれば、優先的に審査し、スピーディーに会社を設立したい起業家のニーズに応える方針です。

また、定款認証の最低手数料の引き下げは、2024年12月から始まります。現行の3万円から1万5,000円に減額です。資本金100万円未満で、かつ、①発起人が3人以下、②出資者が発起人のみ、③取締役会がない、の3条件を満たす会社が対象になります。

財政基盤の弱いスタートアップの負担を減らし、新規参入しやすくする狙いです。手数料は過去には、一律5万円でしたが2022年に資本金の額に応じて、3万~5万円に引き下げています。

公証人による定款認証は、反社会的な勢力がダミー会社をつくり、マネーロンダリングといった犯罪に悪用する事態を防ぐ目的があります。法務省の調査によると、審査で指摘を受けたのは4割ほどで、最終的に認証に至らなかった事例は全体の0.5%とのことです。

## 社員の副業促進のため、労働時間管理ルール緩和



政府は会社員が副業に取り組みやすくするため、労働分野のルールの見直しを検討しています。副業先も含めた労働時間全体を本業の会社が細かく管理する必要をなくします。競合他社での副業を認める範囲も指針で明示するようです。本業先の企業にとって、副業・兼業を容認するハードルになっている要因を減らして、個人の自由な働き方を後押しします。

会社員の副業には「雇車型」と「業務委託型」があります。業務委託型は、ウーバーのような食事の配達員が典型で、個人事業主扱いになるので問題ないかもしれませんが、雇车型は、副業先と短時間の正社員契約やパート契約を結んで働くことになるので、労働時間の通算管理ルールの廃止は、メリットになりそうです。

労働基準法では、労働者保護のため複数の職場で働く人の労働時間を通算することを定めています。企業は通算の労働時間が1日8時間・週40時間を超えると割増賃金を払う必要があります。企業にとっては本業・副業の労働時間の管理は労働者の自己申告に依拠せざるを得ず、実態把握は難しいのが実状です。割増賃金の計算は、日・週単位の計算が必要で、副業先との分担割合のすり合わせも必要でした。

厚生労働省の有識者会議は、年内にもまとめる報告書で、労働時間の通算管理の仕組みをなくす方針を盛り込むようです。この作業の廃止によって、企業は人手不足の解消につながる副業を容認しやすくなります。但し、健康管理のため月単位で総労働時間を管理することは継続されるようです。具体的には、通算管理を規定する労働基準法の解釈変更を出すか、法改正で対応することになるようですが、運用変更は、2026年以降になる見通しです。

本業先の秘密を副業先に漏らすことを禁じる「競争禁止義務」も見直します。現在の指針は、本業先が副業者に対し「禁止される競争行為の範囲や自社の正当な利益を害しないことについて注意喚起する」と規定されています。

企業側からは、規定の範囲があいまいで、副業の申請に対して個別の拒否判断が困難との声がありました。従って、厚生労働省は、この指針をより具体化する方向です。

なお、会社員の副業については、実際にはそれほど広がってはいません。パーソル総合研究所(東京・港)の2023年の調査では、社員の副業を容認している企業は、60.9%なのに対し、受け入れ率は、24.4%と開きがあります。また、正社員で副業の意向がある人は、40.8%なのに対し、実際に副業している人は、7.0%にとどまっています。

## 在職老齢年金の支給停止額について

老齢厚生年金を受給されている方が厚生年金保険の被保険者であるときに、受給されている老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。

なお、2007年4月以降に70歳に達した方が、70歳以降も厚生年金適用事業所に勤務されている場合は、厚生年金保険の被保険者ではありませんが、在職による支給停止が行われます。

働きながら(厚生年金保険の被保険者)年金をもらうときには、給与と年金額の合計額によっては、年金の一部または全部が支給されなくなります。この年金調整の制度は「在職老齢年金」と呼ばれており、支給停止の判断となる合計額のことを「支給停止調整額」と呼び、毎年見直しが行われますが、2024年4月からは、50万円となりました。

### ◆ 在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式

- ① 基本月額と総報酬月額相当額との合計が50万円以下の場合  
→ 全額支給(年金額の調整なし)
- ② 基本月額と総報酬月額相当額との合計が50万円を超える場合  
→  $\text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 50\text{万円}) \div 2$

「基本月額」とは、老齢厚生年金の支給額(月額)、「総報酬月額相当額」とは「給与に基づき決定される標準報酬月額」+(従前1年間の賞与の年間合計の12分の1)」、つまり、年収を1ヶ月相当に換算した額です。

(参考) 2022年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金による年金支給月額の計算式

- ① 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下の場合  
→ 全額支給
- ② 総報酬月額相当額が47万円以下で基本月額が28万円以下の場合  
→  $\text{基本月額} - (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \div 2$
- ③ 総報酬月額相当額が47万円以下で基本月額が28万円超の場合  
→  $\text{基本月額} - \text{総報酬月額相当額} \div 2$
- ④ 総報酬月額相当額が47万円超で基本月額が28万円以下の場合  
→  $\text{基本月額} - \{ (47\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \div 2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \}$
- ⑤ 総報酬月額相当額が47万円超で基本月額が28万円超の場合  
→  $\text{基本月額} - \{ 47\text{万円} \div 2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \}$



詳細は、日本年金機構のHPまで(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/zaishoku/20150401-01.html>)

## 10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 10月10日(木)
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	通知期限 10月15日(火)
8月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 10px;">申告期限</div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="margin-left: 10px;">10月31日(木)</div> </div> <div style="margin-top: 10px;">納付期限</div>
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
2月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	

## 今月の名言録

### くふうする生活



とにかく考えてみることに、くふうしてみることに、そしてやってみることに。

失敗すればやりなおせばいい。

やりなおしてダメなら、もう一度くふうし、もう一度やりなおせばいい。

同じことを同じままにいくら繰り返しても、そこには何の進歩もない。

先例におとなしく従うのもいいが、先例を破る新しい方法をくふうすることの方が大切である。

やってみれば、そこに新しいくふうの道もつく。

失敗することを恐れるよりも、生活にくふうのないことを恐れた方がいい。

われわれの祖先が、一つ一つくふうを重ねてくれたおかげで、われわれの今日の生活が生まれた。

何気なしに見のがしている暮らしの断片にも、尊いくふうの跡がある。

茶わん一つ、ペン一本も、これをつくづく眺めてみれば、何というすばらしいくふうであろう。

まさに無から有を生み出すほどの創造である。

おたがいにもう一度考え直そう。きのうと同じことをきょうは繰り返すまい。

どんな小さなことでもいい。どんなわずかなことでもいい。きのうと同じことをきょうは繰り返すまい。

多くの人びとの、このわずかなくふうの累積が、大きな繁栄を生み出すのである。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所刊)

## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願いたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

**何でも気軽にご相談ください！**

## 事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167  
<https://asaoka-kaikai.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1  
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

